

中国における知的財産行政保護ルートの応用

唐 盼^(*)著・劉 斌斌^(**) 毛 慧澤^(***)訳

急速な経済発展と技術革新の進歩に伴い、知的財産権保護が重要視されつつある中国では、知的財産権紛争に関して、行政保護ルートの利用が急増している。本稿は中国の知的財産行政保護ルートの歴史的な変遷を振り返りながら、その仕組みや応用方法等を紹介し、更に直面する課題も分析してまとめたものである。本稿の内容が、中国知的財産における行政保護ルートに対する認識を深めるものとなり、参考及び活用されることに期待したい。

目次：

はじめに

I 中国における知的財産行政保護ルートの歴史的な変遷

1. 第一段階：初歩的な構築期
(1970年代末－1990年代)
2. 第二段階：「立法と制度」構築の強化期
(1990年代－2000年代)
3. 第三段階：「執法」の強化期
(2000年代－2010年代初)
4. 第四段階：全面的保護の強化期
(2010年代から現在まで)

II 知的財産における行政保護ルートの応用

1. 知的財産における行政保護ルートに関する応用の方法
 - (1) 知的財産侵害に関わる紛争の解決
 - (2) 行政執法について
 - (3) 知的財産に対する認識・意識の養成と強化
2. 知的財産権の行政保護ルートの適用
 - (1) 特許権の行政保護について
 - (2) 商標権の行政保護について
 - (3) 著作権の行政保護について
 - (4) 営業秘密の行政保護について

III 知的財産における行政保護ルートの特徴及び課題

1. 行政保護ルートの特徴
 - (1) 自発性
 - (2) 低コスト
 - (3) 専門性

(4) 高効率性

(5) 予防性

2. 行政保護ルートの運営・実施に関わる課題

- (1) 法の実施の際の不十分さ
- (2) 行政官に対する専門知識涵養の強化
- (3) 行政保護ルート整備の必要性
- (4) 行政保護の連携メカニズムの欠如

おわりに

はじめに

近年の中国では、経済の急速な発展と技術革新の進展に伴い、知的財産権の保護がますます重要視されてきている。中国では、特許権侵害に関する紛争に関して、裁判所の司法権による保護制度（「司法保護ルート」）に加えて、行政機関である地方の知識産権局の行政権による保護制度（「行政保護ルート」）が設けられ、その利用件数も年々増加しており、知的財産権を保護できる重要な手段の一つとして、積極的な役割を果たしている。

中国国家知識産権局の特許行政執法機関で処理された特許侵害紛争行政裁定案件の数量データを例とすると、全国各特許管理機関が受理した行政保護案件は2021年には5万件に達し、20年前と比較して45倍以上の増加である⁽¹⁾。中国の知的財産保護の諸手段の中で行政保護ルートは一層重要な地位を占めるようになってきている。

本稿では、中国における知的財産行政保護ルートの取り組みやその応用の方法、そして流れ等を紹介し、

(*) 中国上海中聯(天府)弁護士事務所 高級パートナー、弁護士

(**) 日本大学法学部教授

(***) 日本大学大学院法学研究科 博士前期課程私法学専攻知財コース在学

(1) 国家知識産権局(SIPO)の統計によると、全国の特許管理機関が2002年に受理した特許紛争案件は1455件に対し、2022年には57901件に上がった。

現在も残存する課題もまとめて筆者の見解を述べる。本稿の内容が、外資系企業は勿論、中国国内諸企業も中国知的財産における行政保護ルートに対する認識を深めるものとなり、参考及び活用される一助になることに期待したい。

I 中国における知的財産行政保護ルートの歴史的な変遷

中国の知的財産行政保護ルートの歴史は1980年代に遡る。当時、外国からの資本導入の拡大と国内の技術のイノベーションを促進させるため、中国は本格的に知的財産権保護を可能とするシステムを本格的に構築し始めた。しかし1980年代初頭は、司法分野において裁判所の審理・裁判レベルがあまり優れていない状態であったため⁽²⁾、中国の立法機関は行政機関に対し、侵害紛争を処理できる権限を付与した。21世紀初頭、中国がWTOに加盟した後は、急速な経済発展と対外開放の拡大が進むと同時に、知的財産権保護は国家戦略レベルの重要な一端を担うようになってきた。このような歴史的変遷を背景に、中国の知的財産行政保護ルートは、以下の四つの段階によって歩んできたと考えてよいだろう。

1. 第一段階：初歩的な構築期 (1970年代末—1990年代)

「改革開放」⁽³⁾以来、1970年代末から1990年代初めまでの間に、中国は知的財産権保護を制度化しなければならぬことが急務となった⁽⁴⁾。中国にとって初めての知的財産権保護の宣言が1979年の「中米通商協

定」である。この協定を契機に、1980年に世界知的所有権機関(WIPO)への加盟、1984年に「工業所有権の保護に関するパリ条約」への加盟が果たした。1982年、1984年、1990年にはそれぞれ、商標法、特許法、著作権法等の知的財産権に関する法律を制定・実施する運びとなった。それらの法律の中に、知的財産行政保護ルートに関するそれぞれの規定が設けられ、知的財産行政保護ルートの組立ができたと考えられる⁽⁵⁾。

例えば、商標法⁽⁶⁾では、「登録商標の専用権を侵害する行為に対して、被害者は侵害者が所在する地方の商工行政管理部門に処理を求めることができる」と定めた。また、特許法⁽⁷⁾では、「特許権者または利害関係者が許可なく特許を実施した侵害行為について、特許管理機関⁽⁸⁾に処理を求めすることもでき、または裁判所に直接訴訟を提起することもできる。特許管理機関が処理する場合、侵害者に対して侵害行為の差止と損害賠償を命じる権限があり、当事者が異議を申し立てた場合は、通知受領後3か月以内に裁判所に訴えることができる。期限内に提訴せず、かつ履行しない場合、特許管理機関は裁判所に強制執行を請求することができる」と規定されている。著作権法も、侵害行為に対する行政処分的手段や処理方法を規定している⁽⁹⁾。

2. 第二段階：「立法と制度」構築の強化期 (1990年代—2000年代)

1994年、米国の貿易制裁の脅威に直面した中国は、知的財産権保護に対する取組の一層の強化を図った。両国は知的財産権保護に関する法律の遵守に関する協議の際に、米国から「中国は即時に知的財産権侵害行為を抑制しなければならない、且つ、法の実効性を促

(2) 吳宁燕、王燕紅「論專利行政執法的必要性和發展方向—我国立法与修法立足国情的考慮」、特許法研究(国家知識産権局)、2003年、157-172頁

(3) 1978年12月、中国共産党第11期中央委員会第3回全体会議は、経済制度改革と対外開放政策の基本方針を決定した。これに基づいて、中国政府は1980年に、広東省の深圳、珠海、汕頭、福建省の厦門を経済特区に、1984年には大連、天津、青島、上海、寧波、温州、福州、広州など14の沿海港湾都市を経済技術開発区に指定し、関税の免除、税金の免除などの優遇措置を講じて、積極的に外国の資本および技術を導入した。〔中国・アメリカの経済交流と経済戦争〕楊義申「広島経済大学経済研究論集」第44巻第3号、2022年3月、36頁

(4) 1973年、当時の中国国際貿易促進委員会法務部長であった任建新氏(後に最高人民法院院長を務める)は、世界知的財産権機関の組織会議に中国代表団として参加し、その後、招待を受けてスイス連邦知的財産庁とフランス産業財産権局を訪れた。この会議と訪問を通じて、代表団のメンバーは特許制度の確立の必要性和緊急性を十分に認識した。

(5) 『国家知的所有権局の発展の大事記』、田力普編「歴史的な選択、偉大な実践：国家知的所有権局設立30周年記念文集」、知識産権出版社、2009年、743-781頁。

(6) 中華人民共和國商標法(1982)第39条。

(7) 中華人民共和國特許法(1984)第60条。

(8) 「特許法実施細則(1985年)」77条、特許法第60条および「特許法実施細則」によると、ここにいう特許管理機関とは、國務院の主管部門および省、自治区、直轄市、開放市、経済特区の人民政府が設立した特許管理機関を指す。

(9) 中国著作権法(1990年)46条：次の各号に掲げる権利侵害行為がある場合には、状況に応じて、侵害行為の停止、影響の除去、謝罪、損害賠償等の民事責任を負い、著作権行政管理部門により不当利得の没収、罰金等の行政処分を受けることがある：

(一) 他人の著作物を盗用・複製した場合。

(二) 著作権者の許諾を得ずに、営利目的で著作権者の著作物を複製・発行した場合。

(三) 他人が専用出版権を享有する図書を出版した場合。

(四) 実演家の許諾を得ずに、その実演を出版用に録音録画を製作した場合。

(五) 録音録画製作者の許諾を得ずに、その製作した録音録画製品を複製し、発行した場合。

(六) ラジオ局およびテレビ局の許諾を得ずに、その制作したラジオ番組およびテレビ番組を複製し、発行した場合。

(七) 他人の氏名表示を詐称した美術の著作物を製作または販売した場合。

進するため、知的財産権の行政執行システム強化のような、効果的な手段を講じることを期待する」と求められた。

1995年、TRIPs協定によって、知的財産権の保護に関する国際基準が確立された。その年、中米両国は知的財産権をめぐる交渉を通じて両国間の協定を結んだ結果、知的財産権保護に関する行政保護ルートの強化が確認された⁽¹⁰⁾。協定には「知的財産権保護と法の執行に対する、行うべき効果的な行動と計画」(「行動計画」)が含まれていた。「行動計画」には、知的財産権の保護に際して、法の執行力や行政機関の構築と法の環境の改善に焦点が当てられていた。当時中国で流行っていた司法分野の“地方保護主義”⁽¹¹⁾等への対応策として⁽¹²⁾、中国国務院において「知的財産作業会議」が設置され、知的財産保護の面で行政保護ルートより、司法ルートの不備を補完することが目的とされた。また各レベル行政機関では、例えば、国家版權局、国家工商行政管理局、特許局、各級の警察省庁および税関にも、行政執法機関が設置されるようになった。

3. 第三段階：「執法」の強化期

(2000年代－2010年代初)

21世紀に入り、中国政府は知的財産行政保護ルートの法整備とシステムを、徐々に完璧なものとしてきた。世界貿易機関(WTO)に加盟した2001年以後更に知的財産権に関する法律や法令の改正等を積極的に行い、各方面において知財に関する涵養やレベルの向上に邁進した。

2008年、「国家知的財産権戦略要綱」が公布され、中国知的財産権保護が新たなステージに至ったことを示した。同年、知的財産権侵害に対する取締を強化するため、中国政府は「知的財産権侵害行為に対する取締行動」を発動した。また2014年以後、「知的財産権強国」を目指す目標を掲げ、国家戦略内容とその実施を公表した⁽¹³⁾。

4. 第四段階：全面的保護の強化期

(2010年代から現在まで)

近年、中国政府は国家戦略レベルで、知的財産に関する運営、保護、創造などの強化をしつつある。特許法、商標法、著作権の改正や、行政機関における行政保護ルートの整備を行っており、知財侵害行為に対する取締も更に強化している⁽¹⁴⁾。

振り返ってみれば、中国知的財産行政保護ルートは、それぞれの時期の経済、政治等の社会情勢を考慮しながらも、着実にその運営の改善と強化が図られている。経済と国家戦略に求める知的財産の重要性及び意識向上を背景とする、中国の知的財産行政保護ルートが、更に高度の進展をするであろうことが注目される。

II 知的財産における行政保護ルートの応用

1. 知的財産における行政保護ルートに関する応用の方法

(1) 知的財産侵害に関わる紛争の解決

中国の知的財産行政保護ルートの執行機関は、権利侵害に関する紛争やクレームの処理、調査、証拠収集等の措置を通じて、知的財産権者権利と利益の保護責務を担う。現在では知的財産権侵害紛争に関する行政裁決と行政調停制度が確立されており、知的財産の司法保護と連携した、多元的な知的財産権行政紛争解決メカニズムが構築されるようになった。例えば特許権侵害に対し、特許執法部門(各級の知的財産局または市場監督局に設置される)が、特許権侵害をめぐる紛争を扱っており、特許権侵害にあたるかどうかについての行政裁決を行うことができ、更にこれに基づいて、特許侵害に対する民事賠償に関する行政調停も扱う⁽¹⁵⁾。

(10) Bryan Mercurio, 'The Protection and Enforcement of Intellectual Property in China since Accession to the WTO: Progress and Retreat' (1996) 25.

(11) ここでの「地方保護主義」とは、地方政府が行政手段や司法手段を動員して当地の経済的利益を保護するというもので、知的財産権侵害現象もこの保護主義と深く関わっている。「ある地方では、財政収入を増やし、就業を拡大するために、偽物製品を放任し、ひどい場合は偽物業者と示し合わせて“地下経済”をはびこらせている」(馬懷徳「地方保護主義の要因と解決の道」, 政法論壇, 2003年21巻6期)

(12) Jeffrey W. Berkman, 'Intellectual Property Rights the P.R.C: Impediments to Protection and the Need for the Rule of Law' (1996) UCLA PAC. BASIN L.J. 15.

(13) 例えば、2015年12月に公表された「新しい状況下で知的財産権強国構築を加速するための国務院の意見」、2016年5月に中国共産党中央と国務院が公表した「国家イノベーション駆動発展戦略大綱」、2016年7月に国務院府が公表した「国務院が新しい状況下で知的財産権強国構築を加速するための一部意見の主要任務役割計画の通知」、2016年12月に公表された「国務院府が知的財産総合管理改革試験総体方案を発行するための通知」、2016年12月に公表された「国務院が『第13次5カ年計画』国家知的財産権保護と利用計画を公表するための通知」、2017年8月に発表された「国務院知的財産戦略実施作業部門連帯会議府が発行した『第13次5カ年計画』国家知的財産権保護と活用のための主要任務役割計画の通知」など。

(14) 宁立志, 王宇「中国の知的財産法治40年: 回顧と展望」, 『知的財産権と市場競争研究』第6巻, (2022), 3-70頁。

(15) 李春暉, 林子韜「論知識産権行政保護体系之健全——从「知識産権強国建設綱要」基本要求切入」, 中国市場監管研究, 2022(04), 20-23頁。

(2) 行政執法について

知的財産行政保護ルートの執行機関は、市場の監督、模倣品・粗悪品の検査、海賊版の撲滅等の業務に携わることによって、知的財産権者の合法的権益を保護する責任を負うというものである。2020年、中国国家市場監督部門(中国知識産権局)は、冒認特許事件0.71万件、商標権侵害3万1300件の調査・摘発を行った。迅速な調査、確認・捜査及び保護サービス等を提供するため、中国全土では50ヶ所の知的財産権保護センターが設立されている。各地の知財保護センターは、2023年1月から7月までに、知的財産権保護に関する事件5620件をサポートし、前年比103%の増加を見た⁽¹⁶⁾。

また各地知的財産行政保護機関は、侵害者の人格権、財産権などの権利を保護するため、行政処分により侵害行為の停止を命じ、違法な所得の没収、罰金など厳格な措置をとることもできる。行政処分には、侵害行為の停止命令、是正命令、警告、違法所得の没収、罰金、登録商標の取消、輸出入許可証や契約登録証の取消など、様々な措置が含まれる。知的財産権行政保護ルートにおいて、これらの直接的な処分により効果的な結果を出すことが現代の中国において最も求められていることであろう⁽¹⁷⁾。

(3) 知的財産に対する認識・意識の養成と強化

知的財産行政保護ルートの執行機関は、広報、宣伝活動を通じて、国民や企業に対して知的財産の知識・意識を高め、知的財産権保護の円滑化を推進する業務も担当する。

2. 知的財産権の行政保護ルートの適用

(1) 特許権の行政保護について

法によれば、特許権が侵害された場合に、特許権者は知的財産権行政機関に行政処理の申立を提出し、行政裁決を請求することができる⁽¹⁸⁾。訴状を受理すれば、行政部門は調査を行い、侵害行為に対して警告、罰金、差押え、侵害行為の差止命令などの行政処分を行うことによって、特許権者の合法的権利を保護し、市場秩序を維持していく。

2022年、全国の各級行政の市場監督管理部門が調査・処理した特許権侵害事件は57万件、事件額は1.85億元(約37億円)、罰金及び没収額は0.14億元(約2.8億円)となった。全国の各級知的財産管理部門が処理した特許権侵害紛争行政事件は5万8000件で、前年同期比16.8%増加した。国家知識産権局(SIPO)は、特許権侵害紛争に関する2件の重大な特許侵害紛争の行政裁決事件および70件の医薬品特許紛争の早期解決ルートの行政裁決事件を終結した⁽¹⁹⁾。

(16) 谷業凱「便捷高效、嚴格公正、公開透明、各地行政部門多措并举、化解知識產權糾紛——築牢保護網 護航創新路」,「人民日報」2021年11月22日付け、第8面。

(17) 李沙沙,「法治視野下知識產權行政保護問題研究」,北京理工大学法学院博士論文(2017),49-50頁。

(18) 第六十五條

專利權者の許諾を受けずにその專利を実施する、即ちその專利權を侵害し、紛争を引き起こした場合、当事者が協議により解決する。協議を望まない場合又は合意することができなかった場合、專利權者又は利害關係者は人民法院に提訴することができ、また專利業務管理部門に処理を求めることもできる。專利業務管理部門が処理する状況においては、權利侵害行為が成立すると認められた場合、權利侵害者に權利侵害行為を即時に停止するよう命ずることができる。当事者が不服の場合、處理通知を受領した日から15日以内に、「中華人民共和國行政訴訟法」に基づいて人民法院に提訴することができる。

權利侵害者が期限を過ぎても提訴せず、權利侵害行為も停止しない場合、專利業務管理部門は人民法院に強制執行を申請することができる。處理を行う專利業務管理部門は、当事者の請求に基づき、專利權侵害の賠償金額について調停を行うことができ、調停が成立しなかった場合、当事者は、「中華人民共和國民事訴訟法」に基づいて人民法院に提訴することができる。

第六十八條 專利を詐称した場合、法に基づき民事責任を負うほか、專利法執行担当部門が是正を命じたうえ、公告し、違法所得を没収し、違法所得の5倍以下の罰金に処することができる。違法所得がない又は違法所得が5万元以下の場合には25万元以下の罰金に処することができる。犯罪を構成する場合、法により刑事責任を追及する。

第六十九條 專利法執行担当部門は、取得した証拠に基づき、專利詐称の嫌疑行為を摘発するにあたって、次の措置をとる権限を有する。

(一) 関連当事者を尋問し、違法被疑行為と関連する状況を調査する。

(二) 当事者が違法被疑行為を行った場所に対して立入検査を実施する。

(三) 違法被疑行為と関連する契約やインボイス、帳簿及びその他の関連資料を閲覧・複製する。

(四) 違法被疑行為と関連する製品を検査する。

(五) 專利詐称であることを証明する証拠がある製品については、封印又は差し押さえることができる。

專利業務管理部門は、專利權者又は利害關係者の請求に応じて專利權侵害紛争を処理するにあたって、前項第一号、第二号、第三号の措置をとることができる。專利法執行担当部門、專利業務管理部門が法に基づき前二項に定めた職権を行使する場合、当事者はこれに協力し、支援を提供しなければならない。拒否、妨害をしてはならない。

本条文の日本語訳は、日本貿易振興機構(ジェトロ)の翻訳を参照している。

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/regulation/20210601_jp.pdf

(19) 国家知識産権局「二〇二二中国知識產權保護狀況」,6-7頁。

(2) 商標権の行政保護について

法⁽²⁰⁾によれば、商標行政保護ルートは主に、商標使用の監督、商標侵害に対する行政裁決等の手段をとる。商標権侵害行為に対し、商標権者は行政部門に行政処理の申立を行うことができ、行政部門は侵害を調査し、法律に基づいた行政処分を課して、侵害行為を制止することにより、自己の合法的権利を保護してもらえる。

2022年、全国の各級行政の市場監督管理部門は、3万7500件の商標権侵害事件を調査・処理し、事件額は14億4800万元(約289.6億円)、罰金及び没収額は5億9400万元(約119.8億円)となった。このうち、虚偽表示に関する事件は3万1400件で、総金額は7億3400万元(約146.8億円)、罰金及び没収額は5億2900万元(約105.8億円)となった。2022年北京冬季オリンピック及びパラリンピック、2022年サッカー

のカタールワールドカップに関連するトレードマークに対して、悪意のある出願、いわゆる冒認出願事件が1500件以上、迅速かつ厳しく取り締まられた⁽²¹⁾。

(3) 著作権の行政保護について

法⁽²²⁾に基づき、著作権侵害行為に対して、著作権者の合法的な権益を保護するため、著作権者は関連行政部門に行政処理の申立を行うことができ、行政部門は侵害行為を調査し、法律に基づいて罰金、差押え、差止めなどの行政処分を科すことができる。

2022年、全国の各級行政の著作権執行部門は、3378件の著作権侵害及び海賊版事件を調査・処理し、174件を司法機関に移送した。関与金額は12.58億元(約251.6億円)に達した⁽²³⁾。

(4) 営業秘密の行政保護について

中国不正競争防止法⁽²⁴⁾によれば、営業秘密の行政保護案件は、主に営業秘密の確認と保護を含む、営業

(20) 第六十条

この法律の第五十七条に定める登録商標専用権を侵害する行為のいずれかがあり、紛争が生じたときは、当事者の協議により解決する。協議する意向がないとき、又は協議が成立しないときは、商標登録者又は利害関係者は、人民法院に提訴することもできれば、工商行政管理部門に処理を請求することもできる。

工商行政管理部門の処理により、権利侵害行為の成立が認定されたときは、即時に侵害行為の停止を命じ、権利侵害商品及び主に権利侵害商品の製造、登録商標の標章の偽造に用いる器具を没収、廃棄し、違法経営額が5万元以上であるときは、違法経営額の5倍以下の罰金を科すことができ、違法経営額がないとき又は5万元未満であるときは、25万元以下の罰金を科すことができる。5年以内に商標権侵害行為を2回以上行っているとき、又はその他重大な情状を有するときは、重罰に処さなければならない。登録商標専用権侵害商品であることを知らずに販売し、当該商品を合法的に取得したことを証明でき、かつ提供者について説明できるときは、工商行政管理部門は、販売の停止を命じる。

商標専用権侵害の賠償額に関する争議において、当事者は、処理を行う工商行政管理部門に調停を請求することもできれば、「中華人民共和国行政訴訟法」により人民法院に提訴することもできる。工商行政管理部門の調停を経ても当事者が合意に達しないとき、又は調停書の効力が生じた後に履行されないときは、当事者は、「中華人民共和國民事訴訟法」により人民法院に提訴することができる。

第六十一条

登録商標専用権を侵害する行為に対して、工商行政管理部門は、法により調査、処分を行う権限を有する。犯罪の疑いがあるときは、直ちに司法機関に移送し、法により処理しなければならない。

第六十二条

県級以上の工商行政管理部門は、既に取得した違法嫌疑証拠又は通報により、他人の登録商標専用権の侵害嫌疑行為を処理する際に、次に掲げる職権を行使することができる。

(一) 当事者を尋問し、他人の登録商標専用権の侵害に関する状況を取り調べること。

(二) 当事者の侵害行為に関係する契約、領収書、帳簿及びその他の資料を閲覧、複製すること。

(三) 当事者が、他人の登録商標専用権の侵害行為に係わる嫌疑場所を現場検証すること。

(四) 侵害行為に関係する物品を検査し、他人の登録商標専用権を侵害する物品であることを証明する証拠であるときは、封印又は差し押さえること。

工商行政管理部門が、法により前項に規定の職権を行使するときは、当事者は、これに協力し、服従するものとし、拒絶、妨害してはならない。

商標権侵害案件の処理にあたって、商標権の帰属に争いがあるとき、又は権利者が同時に人民法院に商標権侵害訴訟を提起しているときは、工商行政管理部門は、案件の処理を中止することができる。中止の原因が解消された後は、案件の処理手続を再開又は終結しなければならない。

本条文の日本語訳は、日本貿易振興機構(ジェトロ)の翻訳を参照している。

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/regulation/20191101law_2_jp.pdf

(21) 前掲注(19)、7頁。

(22) 第五十三条 次の各号に掲げる権利侵害行為がある場合には、状況に応じて本法第五十二条に規定する民事責任を負わなければならない。権利侵害行為が同時に公共利益を害した場合には、著作権を主管する部門が権利侵害行為の停止を命じ、警告を与え、違法所得を没収し、権利侵害にかかる複製品及び主に権利侵害にかかる複製品の製作に用いる材料、工具、設備等を没収、無害化破棄処理し、違法経営額が5万元以上の場合、違法経営額の1倍以上5倍以下の罰金を併科することができる。違法経営額がない場合、違法経営額の算出が困難である場合、又は違法経営額が5万元未満の場合、25万元以下の罰金を併科することができる。犯罪を構成した場合は、法により刑事責任を追究する。

本文の日本語訳は、日本貿易振興機構(ジェトロ)の翻訳を参照している。

https://www.jetro.go.jp/ext_images/biz/seminar/2021/61ca6c4dedfdde2c/copyright2020.pdf

(23) 前掲注(19)、7頁。

(24) 第二十一条 事業者並びにその他の自然人、法人及び非法人組織が本法第9条に規定する営業秘密の権利を侵害した場合、違法所得を没収し、監督検査部門は違法行為の停止を命じ、10万元以上100万元以下の罰金を科す。情状が深刻な場合、50万元以上500万元以下の罰金を科す。

本条文の日本語訳は、KyK-ip(キック・アイピー)の翻訳を参照している。

<http://www.kyk-ip.com/files/CN-UnfairCompetition2019.pdf>

秘密の漏洩や侵害行為に対し、行政管理部門が介入して調査を行い、法に基づいて行政処分措置を行使できる。

2022年、全国各級行政の市場監督部門が調査・処理した各種不正競争案件は9069件で、罰金及び没収額は6億2000万元(約124億円)となった。そのうち、営業秘密侵害事件は69件で、罰金及び没収額は496万元(約9920万円)であった⁽²⁵⁾。

Ⅲ 知的財産における行政保護ルートの特徴及び課題

1. 行政保護ルートの特徴

(1) 自発性

知的財産権行政保護ルートの自発性という特徴は、2つの側面から考えることになる。1点目は、一般的に知的財産権の取得、確認、変更、移転は、申立に基づいて行政機関が管理するものであるとする。このような行政管理は、一旦申立を受け入れると、行政機関は行政法執行行為として、積極的に形式的または実質的な審査を行い、行政行為を行わなければならない

い⁽²⁶⁾。2点目は、知的財産権の侵害や違法行為に対しては、権限に基づいて積極的且つ直接的に処理することができるという自発性が肝要である⁽²⁷⁾。行政機関は、知的財産権をめぐる紛争の違法行為を積極的に調査・処理し、法律に基づいて調停・裁決して、積極的に解決すべきである。更に、行政は自ら証拠を集めることができる。司法保護とは異なり、行政機関は行政保護プロセスにおいて中立的な裁決者だけではなく、侵害行為を制止し、社会の公共利益を維持する行政責任も持っているのである。従って、行政機関は証拠を収集し難い場合、裁判所とは異なり権利者の担保の提供を求めずに、職権でより積極的な措置をとる⁽²⁸⁾。

(2) 低コスト

知的財産権の行政保護ルートは、司法手続きに比べて低コストであるという特徴がある。例えば、行政機関が侵害行為を調査し、証拠を収集して調停または処罰する過程において、費用を支払う必要がないことがあり、民事訴訟よりも短期で解決するため⁽²⁹⁾、司法手続きに伴う高額な費用を回避することができる。また行政保護ルートに必要な手続書類や証拠書類の形式要件についても、司法手続きより厳格ではないため、当

(25) 前掲注(19)、9頁。

(26) 曲三強、張洪波「知識産権行政保護研究」、政法論叢、2011(03)、56-68頁。

(27) 鄧建志「中国知識産権保護特色制度的發展趨勢研究」、中国軟科学、2008(06)、63-73頁。

(28) 姜立喆、「知識産権維權、司法維權 or 行政維權?」、iPRdaily、2018-12-20、http://www.iprdaily.cn/article1_20551_20181220.html(アクセス: 2023-12-06)

(29) 「専利行政施法弁法」(2015年)21条によれば、専利業務管理部門が発明又は実用新案専利権侵害紛争を処理するとき、立件した日から3ヶ月以内に案件に結末をつけなければならない。案件が特に複雑で期間を延長する必要がある場合、専利業務管理部門の責任者の承認を得なければならない。承認を経て延長された期間は、1ヶ月を超えないものとする。

案件の処理過程における公告、鑑定、中止等の時間は前項に記載された案件の処理期間に算入しない。

本条文の日本語訳は、日本貿易振興機構(ジェトロ)の翻訳を参照している。

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/section/20150701.pdf(参照 2023-12-06)

「市場監督行政処罰程序暫行規定」(2018年)57条によれば、一般手続を適用する処理事件は立案日から90日以内に処理の決定を下さなければならない。事件が複雑或いはその他の原因により、規定期限内に処理の決定を下すことができない場合、市場監督管理部門の責任者の承認を経て、30日間延長することができる。事件が非常に複雑或いはその他の特殊な事情があり、延長しても処理の決定を下すことができない場合、市場監督管理部門の責任者がグループ検討し、延期継続の要否を決定し、延長継続を決定した場合、合理的な期限を同時に確定しなければならない。

事件の処理手続において、中止、聴取、公告と検査、検証、検疫、鑑定などの時間は前項の案件処理期間に参入しない。

本条文の日本語訳は、KyK-ip(キック・アイピー)の翻訳を参照している。

<http://www.kyk-ip.com/files/CN-AdminiPenalRule2019.pdf>

事者が申請書、主体適格性の証明、権利証明、その他関連する添付書類を提出すればよいとしている⁽³⁰⁾。

(3) 専門性

知的財産管理局は通常、知的財産事件を処理し、評価することができる知的財産専門家や技術者を配属させている。彼らは豊富で且つ優れた専門的知識・経験を備えていて、知的財産権事件に関わる知識や実情に精通しているため⁽³¹⁾、行政官や法執行官にとっては、知的財産権侵害行為を判断する際、非常に有用な役割を果たす。

(4) 高効率性

行政保護ルートは、秩序を維持し、利益を実現するために行われるものとして、公平性と効率性の選択においては、効率性が優先され、その後公平性も考慮される⁽³²⁾。行政機関は法律に基づく調停、調査、処理等を通じて時間コストを削減し、保護の効率を向上させることができる。訴訟手続きに比べ、行政調停や行政処分による紛争解決の手続きは簡潔であるため、行政は侵害事件を迅速に解決することができる⁽³³⁾。「専利行政執法弁法」(2015年)及び「市場監督行政処罰程序暫行規定」(2018年)により、行政部門が紛争を処理する際の制限が定められている⁽³⁴⁾。同時に、行政権は自発性を持つため、知的財産権の行政保護を実施することにより、積極的かつ迅速に権利者の権利を復元することができる⁽³⁵⁾。

(5) 予防性

知的財産権行政保護ルートは、知的財産権侵害行為に対して、行政監督および法執行に通じて行政処罰を課すことができ、侵害行為に対する効果的な抑止力を確立することができる⁽³⁶⁾。これによって紛争予防機能を果たす。行政機関は、市場監督と執行検査を強化することにより、侵害行為の発生を減少させることができ、市場における公正な競争を促進し、知的財産権制度の健全な発展に寄与する。

知的財産権行政保護ルートは、司法手続きに比べ、柔軟性、低コスト、専門性、効率性、予防性などの長所により、知的財産権保護において重要な役割を果たしている。また知的財産権所有者に各種の保護フォーラムを提供し、市場秩序の維持および経済発展の促進にも寄与する。

2. 行政保護ルートの運営・実施に関わる課題

しかし、知的財産権行政保護ルートに関しては、中国では以下の問題点も存在する。

(1) 法の実施の際の不十分さ

知的財産権の行政保護ルートには一定の利点があるが、実際には、依然として行政執行が不十分であるという問題が存在する。一部の行政機関は、侵害行為の取り締まりに積極性が欠けるため、侵害行為に対して適切に阻止することができない現象も見出される。また、法律に対する執行力の強弱も存在する⁽³⁷⁾。

(30) 「著作権行政処罰実施弁法」(2009年)12条により、苦情者が本弁法に列挙される違法行為について立件、調査、処理を申請する場合、申請書、権利証明、被侵害作品(もしくは製品)及びその他の証拠を提出しなければならない。

申請書では当事者の姓名(もしくは名称)、住所及び調査、処理申請の根拠となる主要な事実、理由について説明しなければならない。

苦情者は代理人に申請を委託する場合、代理人は委託書を提示しなければならない。

本条文の日本語訳は、日本貿易振興機構(ジェトロ)の翻訳を参照している。

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/section/20090507.pdf

「専利行政執法弁法」(2015年)11条により、専利業務管理部門に専利権侵害紛争の処理を請求する場合、請求書及び下記の証明資料を提出しなければならない。(一)主体資格証明。即ち個人の場合は、住民身分証明書又はその他の有効身分証明書を、団体の場合は、有効な営業許可証又はその他の主体資格証明書の副本及び法定代表者又は主要責任者の身分証明書を提出しなければならない。(二)専利権有効証明。即ち専利原簿の副本、又は専利証書とその年の専利料納付領収書。

専利権侵害紛争が実用新案又は意匠に係わる場合、専利業務管理部門は請求者に対して国家知識産権局が発行した専利権評価報告(実用新案検索報告)の提出を求めることができる。

請求者は被請求者の人数に応じて請求書の副本及び関連証拠を提出しなければならない。

本条文の日本語訳は、日本貿易振興機構(ジェトロ)の翻訳を参照している。

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/section/20150701.pdf

「商標法实施条例」(2014年)77条により、商標権の侵害行為について、何人も工商行政管理部門に提訴又は告発することができる。82条により、商標権侵害を摘発するにあたり、工商行政管理部門は、権利者に対して係争商品が権利者により生産された製品か、又は生産を許諾された製品かどうかを鑑定するよう要求することができる。

本条文の日本語訳は、日本貿易振興機構(ジェトロ)の翻訳を参照している。

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/admin/20140501_rev.pdf

(31) TSITE, 「知識産権行政保護的特点と優勢」, TSITE.2021-02-19. https://mp.weixin.qq.com/s/_VC7tGqRAcKWz18ZKBQG2w (アクセス: 2023-12-05)

(32) 前掲注(30)。

(33) 前掲注(17), 15頁。

(34) 前掲注(30)。

(35) 戴琳, 「論我国的知識産権行政保護及行政管理機構設置」, 雲南大学学报(法学版), 2010, 23(06), 第49-55頁。

(36) 前掲注(35)。

(37) 前掲注(26)。

(2) 行政官に対する専門知識涵養の強化

行政保護ルートの特異性に鑑み、法執行人員の専門性が求められる。特に特許や集積回路等の領域において、知的財産権の法律・規則に精通するだけでなく、専門知識も求められるほか、法執行に関する経験も重要視される⁽³⁸⁾。現実には、一部地方行政官の専門分野に関する能力を高める余地がある。また、行政機関に配属されている外部専門家の人数不足の問題にも直面している⁽³⁹⁾。

(3) 行政保護ルート整備の必要性

中国知識産権制度の改革により、知的財産権の行政法執行の権限が強化、拡大されたが、統一的な行政手続法はまだ制定されていない。例えば特許に関しては、主に「中華人民共和国専利法」、「中華人民共和国専利法実施細則」、「専利行政執法弁法」が手続きの基準となっているが、知的財産権の行政保護ルートを行うとき、地方行政機関に依っては、これらの手続きと基準の理解と遵守に相違が生じるおそれがある⁽⁴⁰⁾。近年、国家知的財産局が公表した「特許侵権紛争行政裁決処理ガイドライン」は、行政手続きに関して詳細に規定しているが、現実には実務上において、操作手順等が依然として不足している状況であり、行政保護ルートの効果に影響を及ぼすおそれがある。

(4) 行政保護の連携メカニズムの欠如

この問題は主に以下の2点で現わされる。1点目は、行政部門間の連携不足が見受けられることである。現在、多くの地方に知的財産権保護の連携プラットフォームが設立されている。しかし特許、商標、著作権などの案件の共同法律執行の過程において、権利侵害製品に生産、販売、使用について徹底的な調査と証拠収集を行う際に、各部門の徹底することを欠いているため、事件の裏に隠れている侵害産業の繋がりを深く掘り下げることができていない場合もある。また知的財産権の保護責任が、異なる行政部門に分かれていて、監督権限が交差・重複している問題も存在する。

その理由は主に、以下のような点であろう⁽⁴¹⁾。

- ① 各行政部門が独自の監督制度を構築しており、客観的に見地の、ビッグデータ監視プラットフォーム

の構築が重複し、構築の質が不均一である。

- ② 地方政府の間に知的財産権調整機関がなく、データの共有が困難であり、集中的なデータ処理を実現することが難しい。一般的に、地方政府は知的財産権に関する正規の政府間調整機関を欠いており、データの共有が困難で、集中的なデータ処理を実現することが難しい。

2点目は、行政保護ルートと司法保護ルートとの連携が完璧ではないことである⁽⁴²⁾。知的財産権の保護に関して行政保護ルートと司法保護ルートとの連携メカニズムがまだ構築できておらず、知的財産権の保護が十分でない状況が生じている⁽⁴³⁾。

おわりに

現在の中国では、知的財産権侵害紛争がますます増加傾向にあり、行政保護ルートが利用されるケースも急増している。国際的な観点からみれば、外国企業が、中国の知的財産権侵害紛争事件に直面した場合、司法保護ルート及び行政保護ルートのメリット及びデメリットを比較しながら、いずれかを選択し、または併用の形をとるべきかについて、総合的に検討する必要がある。

中国知的財産権における行政保護ルートは、知的財産権の保護やイノベーションの促進に重要な役割を果たしているが、今なおいくつかの課題への試みに直面している。行政部門間の協力の強化、知的財産権侵害行為に対する罰則の厳格化等の課題を一層強化すべきであろう。また、行政保護ルート活用を更に向上できるように有効な取り組みも期待される。

(38) 前掲注(15)。

(39) 鄧福平、許洪強、高正宏「新形勢下知識産権行政保護相關問題探索」、法制博覽, 2023(19), 27-29頁。

(40) 中国では現在、特許権、著作権、商標権などの各分野に法律および指導方針が設定されている。知的財産権の分野において、行政法執行基準の不一致や執行力の不均衡の問題が生じる可能性がある。例えば、『特許行政法執行操作ガイドライン(試行)』では「証拠認定」が規定されているが、同時に「特許行政法執行証拠規則(試行)」では「行政法執行証拠」が規定されている。

(41) 万里鵬「大数据時代の知識産権行政管理体制改革与重塑研究」、中国發明与專利, 2011, 18(11), 49-56頁。

(42) 聶嵩「論対商標侵権案件行政執法与司法的無縫銜接」、安徽工業大学学报(社会科学版), 2009(4), 12-13頁。

(43) 中国の知的財産保護は、司法保護ルートと行政保護ルートの「双軌制」モデルを採用しており、同一の知的財産権違法行為が処理される際、職務上の連携メカニズムが欠如しているため、保護基準の不一致が発生し、直接または間接的に矛盾する結果が出る可能性がある。